

債務の一部不履行と債権者の反対給付義務

原島, 重義
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1787>

出版情報 : 法政研究. 49 (1/3), pp.287-314, 1983-03-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

債務の一部不履行と債権者の反対給付義務

原島重義

はじめに

- 一 検討の対象
- 二 債務の一部不履行と債権者の義務
- 三 当事者双方の責に帰すべき事由による履行不能
むすび

はじめに

ここに公表するのは、福岡ラッキー・セブentakシー合同労組事件について、わたくしが、たまたま知る機会があり、福岡地方裁判所第五民事部（裁判長・辻忠雄、裁判官・湯地紘一郎、同・林田宗一）に提出した意見書である。

この裁判では、とくに昭和五七年二月一〇日、第二二回口頭弁論での裁判長の訴訟指揮を理由に、裁判長の忌避申立てがなされたりしたが、^山けっきょく昭和五七年六月一四日に原告らの請求を棄却する判決が言渡された。原告労組

は控訴し、事件は福岡高等裁判所第一民事部に係属中である。

わたくしの意見書は、結果において第一審裁判所により無視されたが、この論文のタイトルに掲げたテーマ、すなわち、債務の一部不履行と債権者の反対給付義務という問題に関して重要な論点を含んでいる、と考える。この事件は労働争議に関するものであり、すぐれて労働法学的考察を必要とするが、その前提として、民法学の観点から法律関係を正確にとらえておくことが要求される。法律関係の、一般的・基礎的な観点からする正確な把握は、労働法の特異・具体的な契機に媒介されて、正しい結論を導くことになるからである。

意見書をこの論文（本稿の一、二、三の部分）にするに当って、ごく一部の語句を訂正するにとどめた。そのほかはただ、引用している外国法の条文にあらたにほん訳をつけ加えたにすぎない。わたくしの考えと第一審判決を比較し、それぞれの当否を批判してもらいたいがためである。

はじめに、第一審判決が認定した事実関係を要約し、これに対する裁判所の判断を紹介しておこう。

二 (1) 事件の経過 原告の労働者二一名は全自交に加盟する福岡ラッキー・セブntaxi合同労働組合の組合員である。昭和五二年度春闘での賃金交渉が難航し、組合は被告会社に対し、これまで乗務員が取り付け、取り外しを行っていた運行記録計（タコメーター）のチャート紙を七月二六日より一切行わない旨を通告し、組合員に対し七月二六日からチャート紙の装着を拒否するよう指令した。七月二六日は、組合による指令が不徹底であったため、組合員はチャート紙を装着して全車出庫したが、翌二七日は一部のみが出庫、二八日以降は約一四台の全車が出庫せず、この状態が一月三〇日まで続いた。組合は七月二七日、被告会社に対し、運行管理者によるチャート紙の装着がなされれば就労する旨通告し、同日以降八月上旬に至るまで連日、会社に対し、チャート紙を被告会社が装着して組合員を就労させるよう文書で申し入れた。これに対し「被告会社は、当初本件闘争は就労〔業?〕規則違反

の行為であるとして、また、組合の八月三〇日付申入書に本件闘争が争議行為であると明記された後は、若し会社側でチャート紙を装着すれば組合の要求は際限なく続くことになろうし、争議行為への介入にもなるとして、結局被告会社においてもチャート紙を装着しなかった」。なおチャート紙装着は「一〇ないし二〇秒もあればできる簡単な作業であることが認められる」。

(2) 原告の主張 原告組合は、第一に闘争期間中、チャート紙装着以外の労務は平常どおり提供するという態勢をとっていたし、被告会社も原告らを事務所内に受け入れていたのであるから、たとえ原告らが現実に就労しなくとも、被告会社の指揮圏内に入り所定時間中就労の意思をもってその態勢を維持していた以上、労働契約上の労働義務は既に履行されたことになり、その間の賃金請求権は原則的に発生している、と主張。第二に、かりに被告会社が原告らの提供した労務を受領したと評価できないとしても、原告らが就労（タクシー乗務）できなかったのは「債権者ノ責ニ帰スベキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハザルニ至リタルトキ」（民法五三六条二項）にあたり、原告らは賃金請求権を失わないと主張。すなわち、被告会社が自ら、または組合員以外の従業員に命じてチャート紙を装着し、原告らを容易に就労させることができたにもかかわらず、これをせず、莫大な損失をもあえて覚悟して、タクシーの運行を全面的に不能ならしめたのは、原告らのチャート紙装着拒否を組合攻撃の好材料と判断して、先制的・攻撃的な過剰ロックアウトの手段に訴えたものであって、正当性の限界を超え違法といわざるをえない、というのである。こうして原告組合は約二億円の賃金を請求した。

(3) 被告の主張 これに対する被告会社の主張はこうである。まず労務の受領について、第一に、本件闘争期間中、原告ら全員が毎日出勤していたわけではなく、一部の組合員が車庫内で遊んでいたにすぎず、他の者の所在は判明しなかった。第二に、チャート紙の不装着は運輸法規上必然的にタクシーの運行を不能ならしめるものであるか

ら、チャート紙の装着を欠いた労務の提供は無価値であって全く労務の提供がなかった場合と同様である。したがって、原告らには債務の本旨に従った労務の提供がないばかりか、被告会社がこれを受領したともいえない。つきに、民法五三六条二項の適用について被告会社はこう主張する。被告会社は原告らに対し、チャート紙はいつでも交付するからこれを装着して出庫するように再三にわたって説得したのであって、ロックアウトの宣言をしたこともなければ、これに附随する行為をしたこともない。そもそも、本件において、被告会社は原告らの不完全な労務の提供を受領しなかったにすぎず、ロックアウトとは全く無関係である。チャート紙装着行為は時間的、労力的に容易であるとしても、タクシーの運行にとっては必須不可欠の重要条件である。組合が争議行為によってチャート紙の装着を拒否すれば、原告らのなすべきタクシーの運行業務を不能ならしめる結果を生ずる。そして原告らは、自らその争議行為に参加し実行しているものであるから、その労務の履行不能は、原告らが自ら招来したもので、帰責事由は原告らに存する。また、就業規則上チャート紙装着が義務づけられている原告らにおいて被告会社に対しこれを代わってなすべきことを強要しうる法的根拠はなく、被告会社においてこれをなすべき義務もない。

(4) 判旨 まず、本件闘争の正当性をみとめた。「被告会社においては、被告会社・乗務員間の労働契約の内容としてチャート紙装着の義務が各乗務員にあるというべきである。」「本件闘争は、賃金交渉の乗務員に有利な展開という労働条件の維持改善を目的として、組合員らとその労務の一部を拒否するという手段に訴えたにすぎないものであるから、……基本的には争議行為としての正当性を認めることができる」。

つきに、「労務の受領」を否定する。「運輸規則二三条の三第二項によれば、タクシー事業者には、個人タクシー事業者を除き運行記録計による記録が義務づけられ、同規則三二条の二第九号を合わせ考えれば、チャート紙の装着を欠いて運行記録計により記録することのできないタクシーを運行することは、同規則上禁止されているものと解せら

れるから、原告らによるチャート紙装着の拒否はタクシーの運行を法律上不能ならしめ、たとえ本件闘争期間中原告らが就労（タクシー乗務）すべく待機していたとしても無意味であって労働契約の内容に従った適法な労務の提供とはいえず、その待機ゆえに原告らに本件闘争期間中の賃金請求権が発生するということはできない。そして、チャート紙の装着を欠く労務の提供が無意味である以上、被告会社が、本件闘争期間中組合員に車庫を開放し、風呂、冷房設備等をその利用に供していたとしても、これをもって被告会社が組合員らの労務を受領したということもできない」。

さらに民法五三六条二項の適用について、第一に、被告会社のロックアウトを否定する。すなわち、被告会社が、本件闘争期間中、組合に自らチャート紙を装着して就労するよう促したことが、車庫や車庫内の諸施設を組合員に開放し、その利用に供していた、などの事実から、被告会社が組合の本件闘争に対してロックアウトをなしたものと解することはできない、と言う。第二にチャート紙装着をしないタクシーは法令上運行できない、という一点から使用者・債権者である被告会社の責任を一切否定する。すなわち、「原告らが、被告会社の運行管理者によりチャート紙の装着がなされれば、タクシーに乗務する意思を持ち、八月中旬ころまでは概ねその態勢をとって車庫内に待機していたこと、チャート紙の装着は……簡単な作業であって、これに被告会社保有のタクシー台数や、……被告会社非乗務員の構成、員数等を合わせ考えると、被告会社においてチャート紙を装着することはその意思さえあればさほど困難であったとは考えられないこと……等の事情が認められる。しかし、……その作業は、作業内容としては些細なものであっても、チャート紙の装着を欠くタクシーが運輸規則上運行を禁止されている点から考えると、労働義務の内容容としては本来のタクシー運行の前提をなすものとして重要性が認められ、これを欠いた労務の提供は契約本来の目的を達しえず法律上無意味と考えられるから、原告らが就労すべく車庫内に待機していたからといって、被告会社に

契約目的実現に協力すべき信義則上の義務としてチャート紙装着の義務が生ずると解す余地はない。……以上のとおり、被告会社にチャート紙装着の義務が認められない以上、原告らが本件闘争期間中就労（タクシー乗務）できなかったのは、専ら原告ら組合員が争議行為としてチャート紙の装着を拒否したためにほかならず、原告らの就労不能をもって民法五三六条二項にいう『債権者ノ責ニ帰スベキ事由』による履行不能ということとはできない。

なお裁判所は同様の理由から、原告の不就労は労働基準法二六条の「使用者の責に帰すべき事由」に当たらないとして、原告らの休業手当の請求をも斥けた。

(1) 裁判長忌避申立事件の理由と背景については、ラッキータクシー事件弁護士団・ラッキーセブン合同労組原告団「憲法と良心」か『予断と偏見』か、労働法律旬報一〇四五号（一九八二年四月一〇日）に詳しい。なお、この忌避申立ては却下された。

一 検討の対象

一 本件でもっとも重要な事実関係はつぎの点にある、とおもわれる。

すなわち、原告組合は、昭和五二年五月二三日、被告会社に対し、同月二十七日以降、従来乗務員が行っていた運行記録紙（チャート紙）の装着をせず、被告会社の運行管理者による装着を求めること、また同時に、組合は運行管理者による運行記録紙（チャート紙）の装着がなされるならば就労する旨、通告し、これを実行した。しかし被告会社はこれに対し、チャート紙の取付け、取外しは、原告ら乗務員の服すべき労務内容として義務づけられたものであ

り、また、チャート紙を装着しない限り、運輸法規によって自動車を行することができない、として、ついに同年一月三〇日に至るまで、いわば両すくみのかたちで自動車の運行はなされないうままに終わった。

このような事実について、当事者双方はそれぞれに次のように主張する。

すなわち原告は、チャート紙装着拒否を労務の本質的部分から明瞭に区別することのできる非本質的部分の提供の拒否であり、この部分について賃金カットをされたとしてもやむをえないが、その余の本質的部分であるところの、営業車への乗務、乗客の運送、運賃の受領については、被告において営業車を運行しようとおもえば容易に運行できたのに、実質的に原告らの乗車を拒否したのであるから、少くとも、民法五三六条二項にいう債権者の責に帰すべき履行不能に当る、として賃金請求権ありと主張する。

これに対し被告は、不完全な債務の履行を受領するかどうかは債権者が自由に決しうるところであり、しかもチャート紙の装着行為は、これなくしては営業車の運行が不可能になるところの、必須不可欠の条件であって、この労務の本質的部分の提供を拒むことにより、原告らはみずから車の運行を不可能にしているのであって、被告に何の責任もない、として原告の賃金請求権を否定している。

二 わたくしは、これら両当事者の主張をどのように解すべきか、この一点に限って、しかも民法学上の観点からのみ、意見を述べてみたい。

ところで通常、取引行為では、原告らがあえてチャート紙装着という労務の一部の提供だけを拒み、それならば、と被告がその他の大部分の労務提供を受領しない、などということは現実には考えられない。本件のように、春闘にひきつづく賃金値上げのための争議行為なればこそ、原告らは一致して労務の一部の提供を拒んだのである。ことに被告は、通常の場合ならば、記録紙の取付けというきわめて単純な作業は、ただちにこれを管理者みずから行うか、

他の者に代替させたうえ、その余の労務を原告らに指示し、全力を尽して営業収益を確保しようとするに違いない。被告が本件のように長期にわたってそれをしなかったのは、実質的なロック・アウトをもって対抗し、争議行為を制圧しようとしたからであり、またそうであるからこそ市乗協から支援資金をうけて、通常ならば何はさておき懸念になるはずの収益確保を意に介する必要がなかったのである。

このような現実に直接に迫るのが労働法学的観点であること、いうまでもない。わたくしがそれをあえて抽象化し、民法学の立場から論ずるのは、この次元での対象それじたいが重要な論点を含んでおり、それを正しく確認してはじめて、労働法上の観点からも、より具体的な現実に誤りなくアプローチすることが可能になる、と考えるからに外ならない。

二 債務の一部不履行と債権者の義務

被告は、「使用者において、不完全な債務の履行を受領すべきや否やは、正に使用者の自由に決し得るところである」と主張する（昭和五三年四月一九日附準備書面六）。しかし、このような一般的命題での法規範は存在しない。重ねて断っておくが、原告らのチャート紙装着拒否は争議手段として以外には考えられないのであって、原告らの行為は、労働法上の民事免責（労組法八条）により、損害賠償義務を生ずるような債務不履行ではない。ただここでは、民法上の問題を明らかにするため、あえてこれを捨象し、債務不履行と仮定したうえで論ずることにする。

一 原告らの行為は、講学上いうところの、不完全履行ではない。

そもそも不完全履行というのは、とにかくにも債務の履行として何らかの給付がなされた場合のことである。履

行はなされたけれども、債務者が不完全な給付をするか、または給付をなすに当って不注意のゆえに債権者に損害を与えたような場合である。債務者の履行行為がまったくなされていないときは、履行遅滞か、場合によっては履行不能である。⁽²⁾

これを本件について見れば、ことチャート紙の装着に関する限り、原告らは履行を拒んだのであり、その部分については履行をしていない。これは、被告のいうように不完全履行ではなく、強いていうならば、履行遅滞ということになる。従って、この部分の給付がなされていない以上、被告のいうところの「不完全な履行を受領すべきや否や」は、はじめから問題になりようがない。この故に、被告のいうところを正確に言い変えるならば、一部については履行遅滞があった場合、その余の債務の履行を拒否できる、という意味に解するほかない。

二 ところで、債務の一部について不履行があれば、債権者はその他の部分も含めて、全部について債務不履行があったと同様のとり扱いをすることができるであろうか。

わが民法には、これについて直接規定する明文の法規はない。したがってこの問題に答えるには、関連する法規範を視野に入れながら、総合的、体系的に法解釈をしなければならない。そうすると、以下述べるように、これを肯定するような一般的法命題は成りたちえない、と言わねばならない。

ちなみに、とくに通常の労働契約関係にあっては、かりに労働者に一部の債務不履行があったとしても、残余の労働が無価値にならない限り、使用者が残余の労働提供を拒否するようなことは、実際には考えられない。たとえば、ある労働者が遅刻したからといって、使用者がこれを追い返すことはまずありえない、といってよい。その労働者をいち早く残余の勤務につかせるのが常である。何故ならば、使用者にとって何よりも大事な企業収益を確保するためには、そのような処置をとることが、もっとも合理的であり、かつ自然であるからである。そうしてただ、賃金カッ

ト、場合によっては、懲戒の措置をとることがあるにすぎない。

それならば、強いてこの実態を無視し、契約一般についてここでの問題を見るならば、どうなるであろうか。

一般的に、債務の一部不履行、すなわち、一部の履行遅滞、もしくは一部の履行不能があったとき、債権者は、契約全部を解除して損害賠償を請求できるか、という問題、ないしは、残余の部分の給付を受領拒絶して全部につき損害賠償の請求ができるか、という問題になるであろう。

まず前者、すなわち、このような場合に契約全部の解除が許される場合の基準については、わが民法に明文の規定がない。しかし類似の事例を注意してみると、売主の担保責任に関する規定（民法五六三条二項、五六六条一項など）がその基準を明示していることに気付く。それによれば、残存する部分だけでは契約の目的を達することができない場合に限って、契約を解除することができるのである。なるほど、売主の担保責任の性格については、それが法定責任であるのか、それとも債務不履行責任であるのか、今日争いのあるところである。しかし少くともこれは、売主（債務者）が果すべき責任の一部を果していない場合の規定である、といえるのであって、われわれが当面している問題についても、示唆するところが大きいこと、疑いない。

事実また、学説はこれと同様の基準を、一部履行遅滞、および一部履行不能による契約解除について立てているのである。すなわち、債務の一部不履行を理由に、債権者は、必ずしもつねに契約を解除して契約の拘束力から解放されうるわけではない。それが許されるのは、次の場合だけである。すなわち、一部不履行によって契約をなした目的を達することができなくなった場合にのみ、契約全部の解除が認められる、とするか、⁽³⁾あるいは、個々の場合について当事者が契約を締結した目的や、不履行部分の割合などを考慮して、信義誠実の原則に従って判定すべきである、とする。⁽⁴⁾これがわが国の通説と言ってよいが、これは、直接この問題について規定するドイツ民法三二六条後段、お

よび三二五条一項後段と同じ結論に帰着しているのである。⁽⁵⁾

つまり債権者は、一部債務不履行を理由に全部を解除して、残余部分についても契約関係から解放され、その対価の支払義務から免がれるには、このような制約に服するのである。

これと同様に、一部履行遅滞の場合に、残余の部分の給付を受領拒絶し、全部について損害賠償を請求できるのは、残余部分の履行では債権者になんらの利益をももたらさない場合に限られる、と解すべきである。このことをもあわせて、前掲のドイツ民法三二六条一項後段が規定している。一部の履行不能の場合については、同様のことをドイツ民法三二五条一項、同二八〇条二項が明示している。⁽⁶⁾ わが民法にはこのような明文の規定を欠き、学説もまたこのとに殆んどふれることがないからといって、ここに述べる解釈を否定しているとはまったく考えられない。

こうして本件において、かりにチャート紙装着拒否が争議手段でなく、債務不履行になると仮定してみると、それが、原告らの言うように、「小指一本動かせば足りる」ほどの単純な作業に過ぎず、これを被告側において処理すれば、直ちに原告らを就労させて自動車を運行することができるならば、それはすなわち、なお契約目的を容易に達すること、ができる、ということであって、被告は解除によって契約の拘束からまぬかれることもできないし、また、残余部分の受領を拒否して全部の債務につき損害賠償を請求することもできない、ということになる。ここでかりにチャート紙装着拒否を債務不履行だとしても、被告にできるのは、その一部の履行遅滞についてのみ損害賠償を請求することができるだけである。そしてその損害は、たとえば、当初の二、三日間、急に管理者側でチャート紙を装着しなければならなくなったため、それだけ自動車の運行開始がおくれ、収益を減じた、という程度にとどまることになろう。

三 債務の一部不履行があったからといって、あとは一切放置してかまわない、という権能を債権者に与えること

には決してならない。

前述の一部不履行の場合における債権者の解除、および損害賠償に関する法解釈は、直接これについての明文の規定を欠いていても、これと同じ結論を、信義則（民法一条二項）に基づくとするの、共通の契約目的を実現するため、債権者に課せられた協力義務、という側面から導くこともできる。

いうまでもなく、今日信義則の働く分野はきわめて広い。しかしその中でも、ここでいう債権者の協力義務について、裁判官が信義則に従ってこれを確認し、具体化するしごとは、ローマ法で審判人の職権（*officium iudicis*）と呼ばれたように、きわめて古く、きわめて当り前の領域に属する。なぜならば、契約当事者は起りうべきすべてのことについてあらかじめこまかく取り決めをしておくとは限らない。また法規でもそうである。債務の履行の仕方や、債権者の協力の方法は具体的事例によってさまざまであり、その中のもっとも基本的だと考えられる一部分だけを民法がいわゆる任意法規として規定しているけれども（たとえば、履行の時期につき民法四一二条、履行の場所につき民法四八四条、など）、そのすべてをカバーすることは始めからできないことである。契約関係において、当事者を規律すべきこまごまとしたルールは、当初から裁判官による補充を予定している。したがってここで確認しようとする債権者の協力義務もまた、裁判官が、法規上明確な債権の内容を法規に反して修正することによって出て来るものではなく、ただ、立法者のたてたプランの範囲内で法規の不備を補うにすぎない。これは、裁判官のごく通常の職務に属するしごとであり、⁽⁷⁾また、裁判官の規範創造というより、規範具体化のしごとというにふさわしい。⁽⁸⁾

このような意味での、債権者の協力義務に関する判例を一、二挙げておこう。

たとえば、有名な「深川渡」事件（大判大正一四・一二・三民集四卷六八五頁）では、大豆粕の売主が引渡場所をたんに「深川渡」と指定しただけで、期日に深川の丸三倉庫で引渡し用の用意をしていたが、買主が引取らず、代金支

払に応じなかったので、売主が契約を解除し、大豆粕の価格下落による損害賠償を請求した。これについて原審は、売主の引渡場所の通知義務不履行を理由に、つまり、債務者の一部不履行を理由に、売主の解除を無効とし、請求を認めなかった。しかし大審院は、引渡場所が丸三倉庫であることは、買主に「誠実ニ取引スルノ意思アラハ一片ノ間合せニ依リ直チニ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシモノシテ」と、かえって債権者に積極的な協力義務があることを確認し、債務者の一部不履行を不問に付して、原審判決を破棄差戻したのであった。

これを本件について見るならば、被告に誠実に取引をする意思があるなら、原告らに代ってチャート紙を装着するくらいのも、わずかな行為を惜しんではならなかった、ということになるろう。

また、債務者の一部不履行があったからといって、契約の目的を達することができなくなった場合のほかは、債権者が、残りの債務に対応する部分をも含め、全部の反対給付を拒むことは許されない。このことを明示する一例を挙げしておく。

本件と同じように継続的契約関係に属する家屋の賃貸借契約で、貸主（債務者）が修繕をせず、ために雨漏りその他の不備を生じたとしても、家屋の使用収益を不能にするほどの重大な障害がなければ、賃借人（債権者）は賃料全額の支払いを拒むことができない、とされているのである（大判大正五・五・二二民録二二輯一〇一一頁、最判昭和三八・一一・二八民集一七卷一一号一四七七頁）。

四 債務の一部不履行があるからといって、債権者は契約上の一切の義務から解放されるわけではない。のみならず、債務の全部不履行があっても、そうである。

過失相殺の規定（民法四一八条）こそは、債権者に課されたところの、まさにこのような信義則上の協力義務を基礎にしている。

ここでいう「過失」とは、一般にこの言葉で示すところの、債務不履行による損害賠償請求権の要件としての「責ニ帰スヘキ事由」(民法四一五条)や、不法行為の要件としての「過失」(民法七〇九条)と異なり、これより広いもの、と一般に解されている。⁽⁹⁾ その中味をさらに正確に言うなら、債権者は、債務不履行があったからといって、あとは野となれ山となれと、これを放置してかまわないのではなく、なお、損害の発生・拡大を防止すべき信義則上の協力義務を負っているのであり、この義務違反がここでいう「過失」の意味である。⁽¹⁰⁾

したがって、本件において、原告らのチャート紙装着拒否が、かりに争議行為ではなく、損害賠償義務を生ずると仮定してみても、被告会社があえて損害を覚悟の上で、労務提供の受領を拒む以上は、債権者の「過失」はきわめて大きく、その損害賠償請求額はいうに足りぬ程度にまで「相殺」されてしまうことになる。実際に本件において被告は、市乗協の支援資金によって損害を恐れる必要がなく、それゆえにこそ、実質的な攻撃的ロック・アウトに出たとみられるのであって、なんら損害の発生・拡大を回避する努力をしなかったことは、明らかである。もちろん本件で被告は損害賠償の請求、ないし抗弁の提出をしていないし、また、したとしても、認められないが(労組法八条)、自動車運行に至らなかつた原因として、被告の、重大な信義則上の損害回避協力義務違反があることを、ここではつきりと確認しておく必要がある。

五 とくに雇傭契約においては、労務者は労務の提供さえ行えば、使用者が受領しなくても、賃金請求権を失わない。

民法は受領遅滞に関する規定(民法四一三条)を置いて、債権者に信義則上の受領義務を課している。これに対して、債権者が受領義務を怠るとき、債権者の債務不履行になるかどうか、そして債務者による解除や損害賠償請求の理由となるか否か、については争いがあり、通説・判例はこれを否定する(最判昭和四〇・一二・三民集一九卷九号

二〇九〇頁）。もつとも、場合によつて判例は債権者の積極的な受領義務を認めることがある、ということには留意されてよい。たとえば、不動産取引で登記名義の移転がないことにより課税その他の不利益を蒙ることから、売主（債務者）から買主（債権者）への登記引取請求権が認められたし（最判昭和三六・一一・二四民集一五卷一〇号二五七三頁）、採掘すればすぐに処理することを要する硫黄鉱石の売買契約において、契約存続期間を通じて継続的に鉱石の全量を引取る約定があるとき、買主（債権者）に信義則上の引取義務を認めた（最判昭和四六・一二・一六民集二五卷九号一四七二頁）。

しかし、労働者が賃金請求権をもつかどうかは、受領遅滞の意味・内容について通説・判例の立場に立っても、すなわち、それを怠ると債務不履行となるような積極的な債権者の受領債務を認めなくても、それと関わりなく、債権者の受領遅滞があれば認められるべきである。これを裏付けるものとして、ドイツ民法六一五条やスイス債務法三二三条は、受領遅滞の性格そのものを信義則上の義務違反とする点では、わが国の判例・通説とまったく同じであるが、とくに、雇傭契約については、使用者の帰責事由をまったく要求せずに、受領遅滞の効果として、労働者がそのために給付するに至らなかつた労務の報酬を請求することができる、と定めている¹⁴⁾。

このような規定を欠くわが民法の解釈としては、五三六条二項によつて同じ結論に到達することになる¹⁵⁾。したがつてここで、労働者が賃金請求権を失わないのは、受領遅滞一般の効果と見る必要はないし、ましてやこれを、損害賠償請求権の性格をもつという理由もない。この故に、そこでいう「債権者ノ責ニ帰スヘキ事由」とは、債権者の義務違反に故意・過失がある場合だけでなく、さらに広く解されることになる。たとえば、債務者の履行不能を債権者の容態によつて避止しえたにもかかわらず、避止しなかつたことに社会的非難が当る場合とか、あるいは、信義則に違反することであつて、損害賠償における過失相殺（四一八条、七二二条）の「債権者の過失」と同じである、ともい

われている。これは結論において、ドイツ民法やスイス債務法と同じであり、ここで「債権者ノ責ニ帰スヘキ事由」とは、債権者による、債務者の履行不能を回避すべく努力する信義則上の義務の懈怠、に外ならない。

本件において、原告らがチャート紙装着を拒否したとしても、被告側においてみずからこれを処理する労さえ惜しまなければ、きわめて容易に「履行不能」を回避しえた、と考えられ、被告はこの回避義務を怠った、ということになる。従って被告側において積極的に、労務の受領拒否が正當なロック・アウトであったことを立証することができなければ、この民法上の一般的規範が妥当することになる。

このような法解釈は雇傭契約の特殊性に由来する、ということに留意すべきである。

すなわち、雇傭契約では、たとえば物の売買契約と違って、使用者（債権者、物の売買では買主）が労務の提供を受領しないとき、労働者は契約によって一定時間提供することを決めた労働力を、その時間が経過すれば、物のように、他に転用することができない。物は時間が経っても物であるが、その労働力はその一定時間が経過すれば消滅してしまう。同様にまた、契約で決めた一定時間の経過後は、物のように、もとの同じ労働力を追完給付する、ということもできない。この故に労働者は、労務の提供をしさえすればよい。使用者が指示すれば直ちに労務に服しうる状態に自分の身を置けばよい。使用者が実際に仕事をさせるか遊ばせておくかは関係がない。使用者が労務の受領を拒むときは、労働者は毎月の給料支払日の到来とともに賃金請求権をもつことになる（大判大正四・七・三一民録二一輯一三五六頁）。

本件において被告は、原告らのチャート紙装着以外の労務の提供につき、一部の者のみが出社したにすぎず、その者たちも碁・将棋・花札等に興じていた、と主張する。かりにそうであったとしても、債権者があらかじめ受領を拒むときは、口頭の提供で足りる、とするのが民法の原則である（四九三条）。したがって問題はただ、原告らが、被

告会社の指示があり次第、相当の時間内に組合員全員が就労できる態勢を常時とりつづけたかどうか、だけである。

六 これまで、債務の一部不履行につき、いくつかの角度から検討して来た。そして、これらに共通する判断基準が明らかになった、と思う。すなわちそれは、残余の部分だけでは契約の目的を達しえないとき、言い換えるならば、残余の部分だけでは債権者にとって何の利益にもならないときに限って、債権者に、残余の部分を含め全部について解除、損害賠償請求が、または残余部分の受領拒絶とそれに見合う反対給付義務の免脱が認められること、そうでなければ、債権者には、あくまで共通の契約目的を実現するため協力する義務があるということ、これである。加えて、債権者にはつねに、損害の発生・拡大の放置は許されない、ということである。

このような判断基準は、いわゆる部分ストの場合にストに参加しなかった組合員に賃金請求権があるか、という問題に関する判例・学説の基礎にも、はっきりと見てとれるように思われる。すなわち判例は、いずれもその結論において賃金請求権を否定した事例であるけれども、その前提として、部分ストが行われたとき、いかに使用者が操業・運航のために最善の努力を尽したか、にもかかわらず、残余の労務を受領したとしても、いかにそれが不可能、無価値に終わったか、ときわめて詳細かつ具体的に検討しているからである（宇都宮地判昭和三五・一一・二二労民集一一卷六号一三四四頁―パイン・ミシン事件、東京地判昭和五五・二・一八判時九六一号一一六頁―ノース・ウェスト航空事件）。このことを次のように見ることもできよう。つまり、かりに労働組合をひとつの人格とみて、組合員全員の労務を一体としてとらえ、これを全債務の内容と見るならば、スト参加組合員の労務に相当する一部の提供拒否があり、残余の労務が不参加組合員によって提供されている、と考えることができる。そして、残余の労務が不能もしくは無価値にならない以上、使用者が適法なロック・アウトを行なわないかぎり、スト不参加組合員は賃金請求権を失わない、ということになる。学説もまた同じ結論をとるが、これは、以上わたくしが確認した民法上の観点からい

って、きわめて自然だといえよう。

このようにして本件では、果して被告会社が自動車運行をはかるため全力を尽したかどうか、その上でなお残余の労務が不可能もしくは無価値となったかどうか、が審理されるべきである。そうすれば、被告会社の管理者が原告らに代ってチャート紙を装着する、というわずかな労を惜しんだことが、決定的な意味を持つことになろう。

- (2) 我妻 栄「新訂債権総論」九九頁、一五〇頁。
- (3) 末川 博「契約法 上」一四八頁、山中康雄「履行遅滞による解除」綜合判例研究叢書四一頁、山下末人・谷口知平「契約の解除」注釈民法(13)三七二頁、四〇二頁。

- (4) 中井美雄「民法講義 5・有斐閣大学講座」七一頁。

- (5) ドイツ民法三二六条(遅滞、受領拒絶の警告を伴う期間設定)

双務契約において一方当事者が負担する給付につき遅滞におちいったときは、その者に対し相手方当事者は、給付の実行につき、期間経過後は給付の受領を拒絶する旨を表示して、相当な期間を定めることができる。給付が適時になされないときは、期間経過後に相手方当事者は、不履行による損害賠償を請求し、または、契約を解除することができる。この場合には履行請求権は排除される。期間経過までに給付の一部しかされないときは、三二五条一項二文の規定を準用する。(傍点、原島)。

ドイツ民法三二五条一項(債務者の責に帰すべき不能)

双務契約にもとずき一方当事者の負担する給付が、その者の責に帰すべき事情によって不能となるときは、相手方当事者は、不履行による損害賠償を請求し、または、契約を解除することができる。一部不能の場合に相手方当事者は、契約の一部履行がその者に何らの利益をもたないとき、全部の義務の不履行による損害賠償を、二八〇条二項の規定にしたがって請求し、または、全契約を解除する権限を有す。損害賠償請求権または解除権に代えて、その者は三二三条の場合に定められた権利を主張することもできる。(傍点、原島)。

ドイツ民法二八〇条二項(責に帰すべき不能の場合の責任)

一部不能の場合に債権者は、一部の履行が債権者にとり何らの利益ももたないとき、なお可能な給付部分を拒絶して、全義務の不履行にもとづく損害賠償を請求することができる。約定解除権に関する三四六条ないし三五六条の規定が準用される。（傍点、原島）

(6) 註(5)を参照。

(7) 好美清光「信義則の機能について」一橋論叢四七巻二号八二頁。

(8) 原島重義「民法における『公共の福祉』概念」日本法社会学会「法社会学」二〇号八頁以下。

(9) 我妻・前掲書一二九頁以下。

(10) 川島武宜「債権法総則講義第一」一〇一頁、好美・前掲論文一九〇頁。

(11) ドイツ民法六一五条〔受領遅滞の場合の報酬〕

労務請求権者が労務の受領につき遅滞におちいたときは、義務者は遅滞の結果給付しなかった労務につき、追完給付の義務を負うことなく、約定の報酬を請求することができる。しかし労務者は、労務給付をしないことで節約し、または労務を他に用いて取得し、もしくはは取得することを悪意で怠ったものの価格を計算に入れねばならない。

スイス債務法三三二条〔雇い主の遅滞〕

雇い主が労務給付の受領につき遅滞におちいるときは、労務義務者は追完給付義務を負うことなく、約束の賃金を請求することができる。ただし、労務給付をしないことにより節約し、または他の労働によって取得し、もしくはは取得することを意図的に怠ったものの価格を計算に入れることを要する。

(12) 我妻 栄「債権各論」中巻二、五八二頁、広中俊雄「債権各論講義」第三分冊、二二二頁。

(13) 末川・前掲書一〇〇頁。

(14) 我妻 栄「債権総論」一二九頁、同「債権各論」上巻、一一二頁、於保不二雄「債権総論」一三四頁。

(15) 来栖三郎「契約法」四三五頁、三宅正男「契約法（総論）」九四頁。

(16) 甲斐道太郎「契約の効力」注釈民法(13)三一八頁。

三 当事者双方の責に帰すべき事由による履行不能

一 以上に述べて来たことに対して、つぎのような疑問が出されるかもしれない。すなわち、原告らの残余労務が履行不能となつたについては、少くとも原告らのチャート紙装着の拒否が一因をなしているのであり、これを切り離して無視し、ただ原告らのその余の労務提供に対する被告の受領拒否だけを取り上げ、これを民法五三六条二項にいう「債権者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ履行ヲ為スコト能ハサルニ至リタルトキ」とするのは、片手落ちではないか、という疑問である。

一般論として、契約が履行不能に至つた場合、一方当事者のみに責任があるとは限らない。一方の出方に他方が反撥し、いわばどっちもどっち、というかたちで不能に至る場合がありうる。本件で、原告らの一部労務拒否を争議行為でなく、債務不履行と仮定してみるならば、もちろんそれが履行不能の決定的な原因ではないにせよ、原告らの賃金請求権の存否、その額の判断に当っては、これを全く無視するわけにはゆかない。これはすなわち、当事者双方の責に帰すべき事由による不能の問題である。あえてこの問題にも立ち入って、本件における疑問をとり除いておきたい。

もっとも、厳密にいえば本件は、履行不能の問題ではない。たとえば、車庫の火災によって自動車の運行が不可能になつた、というような場合ではない。つまり、原告らが働こうにも働きようがなかったわけではない。使用者が、組合員以外の者を使ってチャート紙を装着させ、原告らのその余の労務提供を受領しさえすれば、履行は可能であつたからである。このことは、ドイツ民法の解釈論からも明らかである。すでに述べたように、ドイツ民法は、なんら

使用者側の過責を要件とせず、受領遅滞を理由に労働者の賃金請求権を認める。このことを定めた六一五条が適用される限り、債権者の責に帰すべき履行不能について定めた三二四条は適用されないのである。換言すれば、使用者の受領遅滞がないときに限って、履行不能に関する三二四条が適用される。それとこれとはほんらい別の範疇に属するものなのである。しかしわが民法には、ドイツ民法六一五条に相当する規定を欠くがゆえに、便宜的に債権者の責に帰すべき事由による「履行不能」として、民法五三六条二項を類推適用するのである。このことをはっきりと確認したうえで、以下に検討を加えよう。

二 ところでわが国の判例・学説は、ここでいう当事者双方の責に帰すべき履行不能を、債務者の責に帰すべき履行不能とも、また、債権者の責に帰すべき履行不能とも、区別していない。つまり、これを独自の範疇としてはっきり意識するに至っていない。

わが国の通説は、当事者双方の責に帰すべき事由による履行不能を、債務者の責に帰すべき事由による履行不能として扱う。そして債権者の損害賠償請求に過失相殺の規定（四一八条）を適用する。判例もほぼ同様の立場をとっているように見える。比較的あたらしい二例をとり上げ、このような法律構成の問題点を指摘しておきたい。

そのひとつは、建物の賃貸借契約が、土地所有者から訴えられた建物収去土地明渡請求に敗訴して、履行不能となり、建物賃貸人に対し賃借人が損害賠償の請求をした事件である。判決は、賃貸人（債務者）につき、訴訟係属を知った後にも本件契約を結んだ点に帰責事由を認め、他方、賃借人（債権者）の過失を、裁判の結果、敷地利用権が否定される危険性があつたにもかかわらず、漫然と賃借権の設定を受け、さらに訴訟中および敗訴後においても契約を更新したことに求めて、結局、債務者と債権者の過失の割合をそれぞれ三対七と認定し、借地権価格の三割しか損害賠償を認めなかった（東京地判昭和四八・四・一九判時七一八号六九頁）。ところが控訴審は、債務者において可能

な限りの努力を尽しており、信義則上債務者に責任を負わせることは酷であるとして、賃貸人の帰責事由を否定した。しかしこれを最高裁は、賃借人が本件賃借部分を使用することができなくなったのは、賃貸人の過失によって生じたものと認める余地は十分にある、として破棄差戻した（最判昭和五二・三・三一判時八五二号一六七頁）。これほど債務者の「過失」の認定が裁判所により一転、二転するには、それなりの理由があるのではないか。

いまひとつ、あたらしい判例を挙げておこう。土地の売買契約を、売主が、買主の代金支払債務の履行期徒過を理由に解除し、この土地を第三者に転売し登記をした。これに対し買主も契約を解除し、手付金の返還と違約金の支払いを求めて本訴を提起した。裁判所は、売主（債務者）の解除を、その履行の提供が不完全であったことを理由に無効とし、売主（債務者）の責に帰すべき事由による履行不能としたうえで、なお「原告（買主、債権者）が自らの債務を履行することなく、被告（売主、債務者）の債務不履行である履行不能のみを責めて違約金を求めることはできないものと解するのが相当である」として、手付金の返還のみを認容して、違約金請求を棄却した（東京地判昭和五四・六・二七判時九四六号六五頁）。

三 第一の事例で第一審判決は、債権者の「過失」の方が大きいと認定しているのに、しかもなお、これを債務者の責に帰すべき事由による履行不能、とするのはいかにも無理がある。このように理論的な枠組みに実体を汲みとるゆとりがないと、いきおい、実体をこの枠に無理にはめ込もうとして、実体をゆがめるおそれがある。「過失」認定の一転二転も、このことと無関係ではあるまい。

ことに第二の事例では、つぎのような無理がはっきり見てとれる。すなわち、債務者の責に帰すべき事由による履行不能を認定するときは債務者の「過失」を強調し、過失相殺のさいには一転して、いったん無視した債権者の「過失」を呼び戻す、という操作をせざるをえない。こうして、かりに、債務者の「過失」と債権者のそれとの割合が三

対七であるときでも、これをとらえるのに、ただ「債務者の責に帰すべき事由による履行不能」しかないのであるから、とかくその割合を六対四であるかのように見たい心理的誘惑が働くだろう。そして、いったんそう見たものを、こんどは過失相殺においてまた実体通り三対七まで戻すについては心理的抵抗があるだろう。

このゆえに、このような無理をやめて、理論的な枠組みを拡張、はじめから実体をゆがめないで汲み上げるべきである。そのためには少くとも、ドイツの判例・通説と同じように、債務者の「過失」と債権者の「過失」とのいずれが犬であるかに応じて、債務者の責に帰すべき事由による履行不能として、過失相殺をするか、債権者の責に帰すべき事由による履行不能として、過失相殺をするか、のいずれかを選ぶことが、より合理的であろう。そうすると本件では、「履行不能」の原因として、その主たるものが債権者（使用者）の受領遅滞にあり、債務者（労働者）のそれは言うに足りぬものであり、当然、民法四一五条後段ではなく、民法五三六条二項を類推適用することとなる。

四 しかし、これだけでは問題は片づかない。当事者双方の責に帰すべき事由による履行不能の場合、双方に帰責事由があるのであるから、つねに、「過失相殺」をもって双方の利益調整をはかることが可能でなければならない。

ところが、わが国の判例・通説のように、過失相殺規定（民法四一八条）の適用を損害賠償だけに限定すると、本件の場合のように、債権者が損害賠償を請求しない場合には、履行不能に原因を与えた債権者の責任がいかに大きくとも、双方の帰責事由を利益調整のファクターとして用いる機会は与えられないままに終わってしまう。

一例を挙げよう。機船底曳網漁業権の売買で、売主が許可を受ける前に買主に対し名義貸しをしたため、漁業権を取消され、売買契約は履行不能となった。ために、買主が契約を解除し、売買代金の返還を求めた事件である。裁判所は、売主（債務者）に許可願に関与し協力する義務、ならびに漁業権を許可があるまで自己に保有する義務に違反があった、とする一方、買主（債権者）にも法規の不知につき過失があったと認定し、つまりは両当事者の責に帰す

べき事由により履行不能となった、とした。そうしながら裁判所は、結局、買主の解除、売買代金全額の返還請求を認容している（札幌控判昭和七・四・一八法律新聞二三八〇号一五頁）。裁判所はせっかく債権者の「過失」を認定しながら、結論においてこれを無視したのは、原告（買主）の請求が代金返還請求だけであって、損害賠償請求がなされなかったことにこだわったためであろう。

いま一度繰り返すならば、「両当事者の責に帰すべき事由による履行不能」が、それじたい、「債務者の責に帰すべき事由による履行不能」とも、また「債権者の責に帰すべき事由による履行不能」とも異なって、それが独自の範疇であるゆえんのは、当事者双方の「過失」を考慮に入れて、当事者間の利益調整をはかる必要がある、という点にある。それを、債権者が損害賠償をたまたま請求したときに行なうだけ行なうと、請求しなければ行なわない、というように偶然に委ねてしまうなら、何のための双方の「過失」であろう。このゆえに、たんに債権者が損害賠償請求権を行使するときだけでなく、他の場合にもつねに、「過失相殺」がなされるよう、配慮しなければならぬ。このような方法をとるのがドイツの判例・通説であって、参照するに価する。²⁴⁾

ドイツの判例から一例を挙げよう。中古自動車の売買契約がなされたが、買主が残代金の支払いをしないまま二年経過したのち、売主が売買代金の支払を求めて訴えを起した事件である。裁判所は、この間に自動車を使用したえなくなつて、履行不能に至つたについては、買主（債権者）の履行遅滞もさることながら、売主（債務者）が自動車の保全を放棄したことに重大な原因がある、として、過失相殺により、売主の請求を売買代金の三分の一しか認めなかった（OLG Oldenburg NJW 1975, 1788）。

これを本件に当てはめてみれば、理論上は、被告（使用者、債権者）が損害賠償の請求をしていなくても、原告ら（労働者、債務者）が賃金の請求をしているのであるから、これについて過失相殺をなし、減額する余地がある、と

いうことになる。

五 以上検討したところをまとめると、つぎのようになる。

かりに原告らのチャート紙装着拒否が自動車の運行不能に何がしかの原因を与えた、と仮定して、まず、わが国の判例・通説に従ったとしたら、どうなるか。

本件ではんらいなら、債権者（使用者）は契約を解除していないから、債務者（労働者）に対し就労を求める債権者の権利は損害賠償請求権に転化して存続し、他方、債務者の反対給付（賃金）請求権も存続する。そして本来ならば、使用者の損害賠償請求権（自動車を運行した場合の水揚げ額）に対し過失相殺によって減額した金額から、さらに労働者の賃金額を控除したものが、使用者に認められる請求額、ということになる。しかし繰り返し述べたところからおのずから明らかな両当事者の「過失」の割合からいって、過失相殺の結果使用者側に残される損害賠償請求額は言うに足りぬものとなり、さらにこれから賃金請求額を控除すると、大巾なマイナスとなる。ところが本件で実際には、被告は損害賠償の請求をしていないし、原告の賃金請求に対してこれによる相殺の抗弁も出していない。かりに、被告が損害賠償を請求しても、認められないことはいうまでもない（労組法八条）。したがって、判例・通説の立場に立つと、かりに原告らに「履行不能」につき「過失」があるとしても、被告が損害賠償請求をなさない以上、過失相殺もしようがなく、結果として、原告らの賃金請求は全額認容されることとなる。

そこで、上述の私見によって本件の結論を出せば、つぎのようになる。

まず、「履行不能」の原因として、債務者（原告ら）の「過失」は言うに足らず、これに比べ、債権者（被告）の損害発生・拡大回避義務の懈怠がその主要なものと考えられるから、民法五三六条二項を類推適用し、原告らの賃金請求権を認める。その上で、原告らの「過失」を考慮して「過失相殺」（民法四一八条）をなすべきであるが、その割

合はきわめて小さいものとみられるので、原告らの賃金請求はほぼ全額に近いところで認容せざるをえないだろう。付言するに、以上は民法学の観点からのみ検討を加えたにすぎない。これに労働法学上の観点を加えるなら、原告らのチャート紙装着拒否は争議手段であり、民事免責を受けるのであるから、「過失相殺」のための「過失」もない、と考える余地があり、被告としては、特殊・具体的な労働法的契機から、正當なロック・アウトで対抗したと言っているのではない限り、賃金の支払義務を免れないことになろう。ストライキはつねに使用者の指揮命令に対する服従拒否を意味する。もしかりに、原告らの行為は「企業秩序の破壊」であり、これが使用者のリアクションを誘発し、「履行不能」を来たす原因をなしたとして、「過失」を認定するとしたら、それは労働者に保障された争議権を完全に否認する、ということに帰着する。

(17) ドイツ民法三二四条〔債権者の責に帰すべき不能〕

1、双務契約にもつき一方当事者の負担する給付が、他方当事者の責に帰すべき事情によって不能となるときは、債務者は反対給付請求権をもつ。但し、給付を免がれたことにより節約し、または、その労働力を他に用いることによって取得し、もしくは、取得することを悪意で怠ったものを計算に入れることを要する。

2、一方当事者の負担する給付が、その者の責に帰すべからざる事情によって、相手方が受領遅滞におちいった時期に不能になるとき、また同じ。

(18) これを独自の範疇として扱うものに、采女博文「双務契約における当事者双方の責に帰すべき事由による履行不能」九大法学四二七五頁、同「双務契約における当事者双方の契約違反について」九大法学四三〇一頁、がある。

(19) 我妻 栄「債権各論」上・一〇〇頁、末川・前掲書一〇七頁など。

(20) Vgl. Palandt, Kommentar, 38. Aufl. 1979, Vorbem, zu §§ 323—325, 2, 6, S. 338.

(21) Vgl. Palandt, a. a. O., § 254, Anm. 2, 6, S. 245.

むすび

「はじめに」述べたように、本稿はいわゆる判例批評ではない。わたくしの意見書（本稿の一、二、三の部分）に、裁判所がいかにか答えたか、正確には、いかに答えなかったか、を明らかにしようとしたものである。本件判決を見て、わたくしにはあらためて意見書に付け加えることも、まして論旨を訂正する必要もない。したがってこの判決に對しては、簡単にコメントを加えることで足りる、と考える。

第一に、判決は被告のロック・アウトを否定する。それは「原告らによるチャート紙装着の拒否はタクシーの運行を法律上不能ならしめ」、原告らの就労待機は無意味であって、被告会社はこれを受領しなかったにすぎない、という理由である。

第二に、判決は、「債権者ノ責ニ歸スヘキ事由」（民法五三六条二項）による履行不能も否定する。その理由は、「チャート紙の装着を欠くタクシーが運輸規則上運行を禁止されている点から考えると、労働義務の内容としては本来のタクシー運行の前提をなすものとして重要性が認められ、これを欠いた労務の提供は契約本来の目的を達しえず法律上無意味と考えられるから」、原告らの就労不能は挙げて原告らのチャート紙装着拒否に原因があるからだ、というにある。

これを要するに、本件判決はすべての理由を、チャート紙装着が法令で要求されている、という一点に求め、被告の主張を全面的に認めた。信じられないくらいにたわいのない根拠である。判決理由中にもあるように、運輸法規が要求するのは、チャート紙の装着であって、労働者によるチャート紙装着ではない。チャート紙を装着する者に何ら

の資格も要らない。労働者がチャート紙を装着しないからといって、法律的にタクシートの運行が不可能になるわけではない。げんにチャート紙装着を労働者が行わず、運行管理者じしんが行って営業をしているタクシー会社もある。原告らは労働契約上負っているチャート紙装着義務の履行を争議行為として拒否したのである。判決も認めているように、これを会社側が行なったとしても三〇分内外で全車の出庫が可能であった。それは法律上可能なのである。それなのに、原告らの就労待機が「無意味」であり、「契約本来の目的を達しえない」こととなるのか。そして、判決も認めるように、市乗協から六千万円の争議支援金を受けて、一二六日間にもわたって就労を拒絶した被告会社の行為が、なぜ原告組合の争議行為に対する対抗手段でないのか、それがなぜ攻撃的なロック・アウトでないのか。これに判決はまともに答えるべきであった。

およそ、法内在的な論理ではなく、なにか目前の要求に答えるため、論理を便宜的にしか使わないときは、論旨の重厚さや高雅さ、といった内的な美しさが失われるだけではない。それはともすれば、他をも自ずからをも欺くことになりかねない。

むしろ本件で問題であったのは、債務の一部不履行であり、想起さるべきであったのは、古くからの簡明な法理である。Minima non curat praetor. (「裁判所は些細なことにかかずらわることをしてしない」)。